

愛知県の新たな防災体制について

1 防災体制見直しの必要性

東海地震、東南海・南海地震が発生した場合には、県内全域に甚大な被害が想定されるため、現在の主に風水害を中心とした災害に対する体制から、更に県内全域が被災地となる大規模地震災害にも対応できる体制が必要となる。

また、国は大規模地震発生時には現地対策本部を設置し、積極的な被災地支援を行うこととしたため、国の現地対策本部との連携強化が求められている。

なお、地方機関の見直し後の体制と整合を図る必要がある。

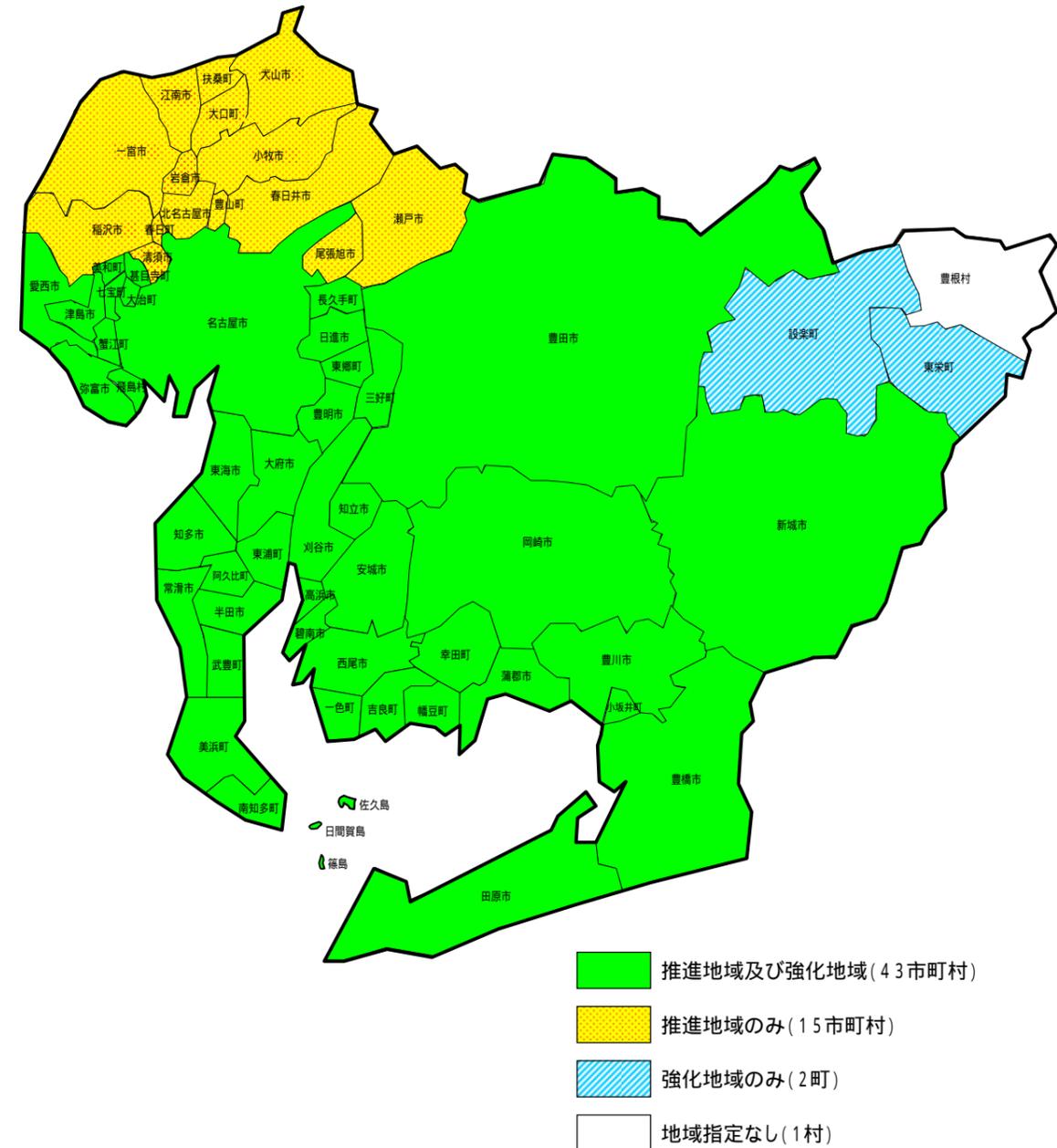
(1) 見直しの視点

- 予想される広範・甚大な被害への対応
- 災害時の現場即応体制の強化
- 市町村に対する県の支援体制の強化
- 国の被災地支援体制との連携強化

(2) 対応の方向性

- 災害対策本部（本庁）組織の見直し・強化
- 地方機関の見直し・強化
（支部制から方面本部制へ移行）

【東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域の指定状況】



2 防災体制見直しの概要

(1) 災害対策本部（本庁）組織の見直し・強化

副本部長の役割の明確化

本部長（知事）を補佐する副本部長（両副知事、防災局長）の業務のうち、国等との調整、報道対応、方面本部の総括について、あらかじめ業務の分担を明確にする。

災害情報センターの機能強化

迅速な対策を実施するため、災害情報センターの組織を見直し、状況分析・立案機能を強化する。また、プロジェクトチームを設置し、部局横断的業務（緊急物資配分業務、県民相談業務等）の実施体制を強化する。

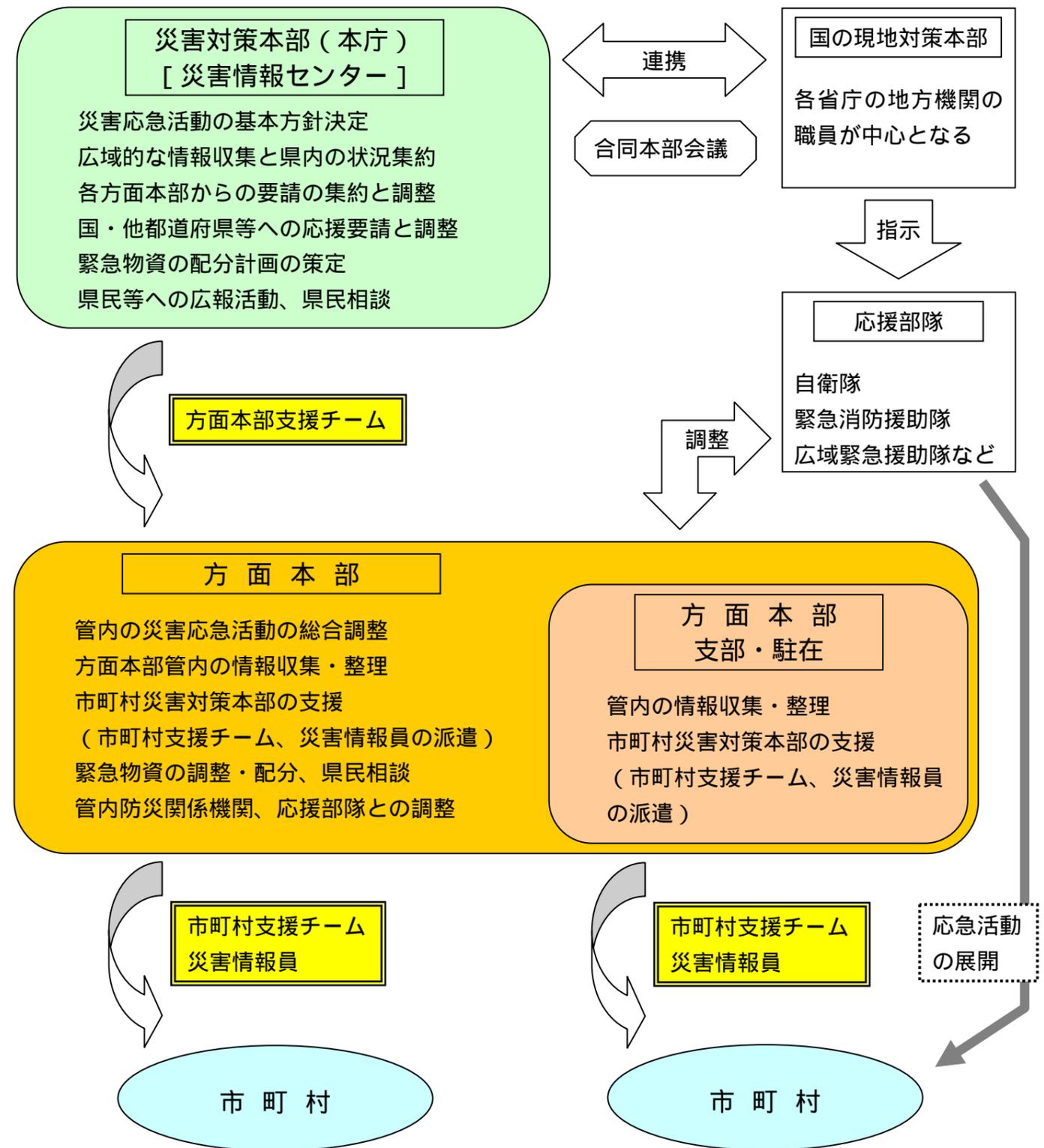
方面本部支援チームの設置 【新規】

方面本部が実施する災害応急対策活動（緊急物資配分業務、県民相談業務等）を支援するため、方面本部の要請に基づき本庁から職員を派遣する。

国の現地対策本部との連携強化

東南海地震が発生した場合には、国の現地対策本部が愛知県に設置されるため、国の現地対策本部の組織に対応する県の災害対策本部の担当班を事前に定め、密接な連携を図る。（東海地震が発生した場合には、静岡県に国の現地対策本部が設置される。）

【災害対策本部（本庁）と方面本部の概要】



【地方機関の支部制から方面本部制への移行イメージ】

(2) 地方機関の見直し・強化
(支部制から方面本部制へ移行)

災害時における地域拠点として方面本部制を導入

緊急物資の配分、県民相談などの災害応急対策活動について、方面本部で対応可能な業務は、方面本部の判断で実施するとともに、市町村支援の拠点となる。

市町村支援チームの設置 【新規】

大規模災害時に、避難所運営など市町村が実施する災害応急対策活動の支援（専門分野を除く。）のため、市町村の要請に応じて方面本部から職員を派遣する。

災害情報員制度の導入 【新規】

大規模災害時に、市町村の情報収集を支援することにより、県全体の情報収集能力を向上させるため、職員が市町村を拠点として被災状況の現地調査を行う。

